

# 信用保証の申込をされるお客様へ

## 長野県信用保証協会

### お申し込みにあたってのお願い

- 信用保証委託申込書・申込人（企業）概要等の申込関係書類には、現時点における状況をお書きください。信用保証協会は、皆様の立場にたって業務を行っており、皆様の営業内容については、決して他に漏らすことはありませんので、申込関係書類には安心してありのままをご記入ください。  
なお、不実の記載をされますと保証をお断りすることがあります。
- 営業の内容、ご返済のことをよくお考えのうえ、事業に必要な金額だけをお申し込みください。  
なお、保証の諾否および金額等については、信用保証協会の審査により決定させていただきます。
- 決算書等、お申し込みにあたって必要な添付書類は、裏面の一覧表にあるとおりですが、金融機関の指示に従ってご提出ください。  
なお、以後も必要に応じ決算書や定款等の提出をお願いすることがあります。
- お申込時にいただいた書類は、決算書（確定申告書）原本を除き、原則としてお返しいたしませんのでご了承ください。
- 信用保証協会は、信用保証を行うにあたって所定の信用保証料以外（例えば手数料、調査料、相談料、用紙代など）は一切いただきません。所定の信用保証料は共同保証人である金融機関を経させていただきます。
- 社債を償還期日前に買入消却された場合には信用保証料の一部を返戻できませんので、予めご了承下さい。
- 斡旋料、仲介手数料等を要求するいわゆる金融斡旋屋にご注意ください。信用保証協会では金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は一切取扱い致しません。

### ご利用の資格等

#### 企業規模

資本金または従業員数のいずれか一方が下表に該当している **会社** がご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

\*一部の業種（政令特例業種）については、従業員数の制限が上表と異なります。（例：サービス業のうち旅館業は従業員200人以下）

#### 業種

業種によってはご利用いただけない場合もあります。

#### 所在地・業歴

協会の業務区域内において、事業を行っている方を対象としています。

#### 許認可等

許認可等を要する事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

#### 資金使途

事業上必要とする運転資金または設備資金に限ります。

#### 適債基準

特定社債保証を受けるには一定の適債基準を満たしていることが必要となります。

適債基準	純資産額（必須要件）	ストック要件（1つ以上充足）	フロー要件（1つ以上充足）
	5千万円以上 3億円未満	1 自己資本比率20%以上 2 純資産倍率2.0倍以上	1 使用総資本事業利益率10%以上 2 インタレスト・カバーレージ・レオ2.0倍以上
3億円以上 5億円未満	1 自己資本比率20%以上 2 純資産倍率1.5倍以上	1 使用総資本事業利益率10%以上 2 インタレスト・カバーレージ・レオ1.5倍以上	
5億円以上	1 自己資本比率15%以上 2 純資産倍率1.5倍以上	1 使用総資本事業利益率5%以上 2 インタレスト・カバーレージ・レオ1.0倍以上	

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、信用保証協会までお問い合わせください。

長野県信用保証協会 保証統括部 〒380-0838 長野市南長野県町597-5 TEL026-234-7680

本店営業部	〒380-0838	長野市南長野県町597-5	TEL026-234-7271	諏訪支店	〒392-0022	諏訪市高島1-12-18	TEL0266-52-1946
松本営業部	〒390-0852	松本市島立976-1	TEL0263-47-1533	佐久支店	〒385-0027	佐久市佐久平駅北19-5	TEL0267-68-8484
上田支店	〒386-0025	上田市天神3-4-8	TEL0268-22-5914	伊那支店	〒396-0015	伊那市中央4634-1	TEL0265-72-6148
飯田支店	〒395-0084	飯田市鈴加町2-19	TEL0265-52-1522	中野支店	〒383-0025	中野市三好町2-1-58	TEL0269-22-4528

# 金融機関ご担当者へのお願い

(様式1の裏面)

下記の「添付書類・チェックリスト」をご覧ください、必要欄に○印を付して、お客様にお渡してください。

## 添付書類・チェックリスト

書類名	留意事項	必要																		
特定社債保証用 保証委託申込書(協会所定様式)																				
特定社債保証資格要件申告書(協会所定様式)	適債基準を満たすことが必要。																			
個人情報取扱いに関する同意書	原則として、初めてご利用いただく際に、代表者の同意が必要。																			
商業登記簿謄本	初めて信用保証協会をご利用いただく際に必要(写し可)。2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更があった場合に必要。																			
印鑑証明書(最近3か月以内のもの)																				
確定申告書(写)	別表、勘定科目明細のあるもの。 提出済の場合は不要。原本を確認する場合があります。																			
残高試算表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要。																			
納税証明書	法人税又は事業税の証明書。(写し可。) 同一納付期間分を提出済の場合は不要。																			
許認可証(写)等	事業上必要な許認可証等(主たる事業の主たる事業所)の写し。																			
従業員確認資料	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。																			
従業員が右記の場合、確認資料は原則として次の(1)(2)いずれかが必要となります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>3億円超</td> <td>270人超</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円超</td> <td>90人超</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円超</td> <td>45人超</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円超</td> <td>90人超</td> </tr> <tr> <td>政令特例業種</td> <td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金	従業員数	製造業等	3億円超	270人超	卸売業	1億円超	90人超	小売業	5,000万円超	45人超	サービス業	5,000万円超	90人超	政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの		
業種	資本金	従業員数																		
製造業等	3億円超	270人超																		
卸売業	1億円超	90人超																		
小売業	5,000万円超	45人超																		
サービス業	5,000万円超	90人超																		
政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの																			
(1)労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写)																				
(2)日本年金機構等公的機関による証明書																				
ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。																				
(ア)「法人の事業概況説明書」																				
(イ)「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」																				
(ウ)「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」																				
(エ)「賃金台帳」																				
資設見積書または契約書等(写)	建物の建築、機械等の設備の場合に必要。																			
金備建築確認申請書(写)	原則として、申込人が建築申請人であることが必要。																			
担保を提供いただく場合	不動産登記簿謄本	最新のもの。																		
	公図・建物図面・所在地略図																			
	土地賃貸借契約書(借地契約書)	借地上の建物を担保提供いただく場合に必要となります。																		
	承諾書																			
先行する租税債権がないかどうかの確認資料	所得税・消費税の納税証明書その3等。																			

なお、以上のほかに必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。